



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① テラス整備率（％）	54	57	59	59	59	接岸延長に対するテラス整備延長
	② 土と緑の堤防整備率（％）	44	46	47	47	47	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない。</li> <li>・沿岸のうち小規模敷地が集積している地域では、現在の事業スキームでは実施が困難であることから、東京都が新たな手法を検討する必要がある。</li> <li>・荒川遊園から白鬚橋までのウォーキングロード整備という区民ニーズに対し、当面のスーパー堤防化が困難な箇所について、テラスの先行的整備を都に働きかけることを検討していく必要がある。</li> </ul>
	<p>（実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都施行（隅田川） 港、江東、中央、墨田、台東、足立、北</li> <li>・国施行（荒川・江戸川・多摩川） 江東、江戸川、墨田、葛飾、足立、北、板橋、大田、世田谷</li> </ul>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都と連携を図り、スーパー堤防の整備を促進し、整備率を向上させる。	西尾久三丁目地区（教育施設工区）の完了により、整備率が上がった。	都と連携を図り、スーパー堤防の整備を促進し、整備率を向上させる。
②	要請があれば、東京都が行う新たな事業スキーム検討に参加する。	従来の手法に捉われない整備スキームの検討について、東京都と情報交換を行った。	要請があれば、東京都が行う新たな事業スキーム検討に参加する。
③		西尾久三丁目地区（公園工区）の確認書締結により、事業中地区の延長距離が伸びた。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	継続	親水性と治水性を兼ね備えた堤防の整備は、快適で安全な暮らしに大きな効果をもたらす。

況議 （要 旨） 問 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年一定 堤防整備状況の確認、テラスの連続性確保の要望</li> <li>・平成19年二定 テラスの連続性確保の要望</li> <li>・平成20年四定 隅田川堤防の安全性とスーパー堤防整備について</li> <li>・平成22年二定 汐入公園防災用の船着場の活用について</li> <li>・平成22年四定 スーパー堤防の整備状況と今後の整備の見通しについて</li> </ul>
--------------------------	--



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（%）	58.4	61.5	62.4	63.0	63.0	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
②	不燃領域率（町屋・尾久）（%）	-	58.3	59.0	59.7	60.6	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都が今年度の改定を予定しているため、計画に位置付ける地域を検討する必要がある。</li> <li>個人の資産である住宅については、ライフサイクルに合わない助成制度があっても建替えが進まない。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都と連携を図り防災都市づくりを推進する。	都と調整し、防災街区整備方針で位置づける防災再開発促進地区の範囲を拡大した。	改定に向け、都と一層連携を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	密集地域の多い当区においては、都と連携を図り、推進計画における位置づけが重要である。

況議 （要 会 質 問 状）	H22年三定：「町屋地区の防災性向上策について」
-------------------------------	--------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-06	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	都市防災不燃化促進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	小林
		担当者名	前川・大沼	内線	2821
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-01	都市防災不燃化促進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成	58年度	根拠	社会資本整備総合交付金交付要綱	
終期設定	●有 ○無	30年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図る。それにより、市街地火災の延焼拡大を防ぎ、住民の生命・財産を守る。				
対象者等	事業期間内に「不燃化促進区域(避難路沿道から幅員30m、避難地周辺から周囲120mの区域)」に指定された地区内で、2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建てる者。※宅地建物取引業者等は除く。				
内容	<p>* 不燃化助成制度の内容</p> <p>(1) 基本助成 1～3階までの延べ床面積に応じて助成。最低保障額200万円。＜国・都・区＞</p> <p>(2) 加算助成 ①除却助成費＜国・都・区＞②三世帯住宅＜国・区＞(120万円)</p> <p>③仮住居費＜国・都・区＞(48万円)④賃貸用共同住宅＜区単＞(100万円)</p> <p>⑤共同・協調建替え＜区単＞(100万円)</p> <p>⑥住宅型不燃建築物助成 ＜国・都・区＞(4階以上の住戸面積に応じて助成)</p>				
経過	<p>昭和58年 7月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 助成額最低保障・共同化加算制度実施</p> <p>昭和60年 4月 三世帯住宅加算制度実施</p> <p>平成元年 5月 協調建替え加算制度、仮住居費助成制度実施</p> <p>平成 4年 4月 賃貸用共同住宅加算制度、住宅型不燃建築物助成制度実施</p> <p>平成21年 3月 荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱 及び荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定</p> <p>平成26年 4月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱改正（除却助成費の新設）</p> <p>＜事業実施地区＞ 補助90号線第二：H11.4～31.3</p>				
必要性	建築主に建築費用の一部助成を行う本事業は、耐火建築物へと建替促進を誘導する効果が大きく、不燃化促進の指標である不燃化率を早期に向上させるためにも実施し続ける必要がある。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員 )				

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		41,628	39,532	50,626	31,618	21,856	15,417	31,782
①決算額(27年度は見込み)		14,579	22,465	49,952	2,984	16,726	7,859	31,782	
②人件費等		14,581	9,209	9,379	8,072	5,298	8,793		
③減価償却費			6,972	6,842	5,647	2,704	3,901		
【事務分担当量】(%)		305	240	220	175	80	120		
合計(①+②+③)		29,160	38,646	66,173	16,703	24,728	20,553	31,782	
特定財源	国								
	都	都市防災総合推進事業費	7,000	9,630	23,070	1,368	1,520		
	都	都市防災総合推進事業費	3,700	4,815	10,935	684	1,520		
	その他								
一般財源		18,460	24,201	32,168	14,651	21,688	20,553	31,782	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	放射12号線(補助107号)地区(件数)	0	-	-	-	-	-	-	
	補助90号線地区(件数)	2	2	3	1	2	-	-	
	補助90号線第二地区(件数)	1	1	4	0	0	1	2	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	2,285	報酬	非常勤職員報酬	2,363	旅費	研修会旅費	59
共済費	非常勤職員共済費	311	共済費	非常勤職員共済費	321	需用費	消耗品購入等	189
需用費	消耗品購入等	119	旅費	研修会旅費	32	負担金補助等	建設補助金	31,534
負担金補助等	都市防災推進協議会	40	需用費	消耗品購入等	68			
委託料	調査委託（繰越明許）	4,589	負担金補助等	建設補助金	5,076			
負担金補助等	建設補助金（事故繰）	9,348						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 地区不燃化率(%)	37.1	37.4	37.6	38.0	38.7	耐火・準耐火建築面積/総建築面積 H30年度 40%
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	・補助90号線第二地区において延焼遮断帯の機能を発揮する不燃化率40%が達成されていない。
	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区）
他区の実 状況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事業延伸についてホームページやチラシの各戸配布等により事業及び助成制度の周知に努める。	ホームページや各戸配付などにより周知を行ったことで、相談件数が増加してきた。	引き続き事業及び助成制度の周知への組みを進めるとともに、新たに事業周知パンフレットの作成を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	延焼遮断帯を形成するため、本事業を推進する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-07	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	密集住宅市街地整備促進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	小林
		担当者名	大沼・大内・松田	内線	2821
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-95-98	密集住宅市街地整備促進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 62年度		根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	
終期設定	●有 ○無 32年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市			
	政策	11 防災・防犯のまちづくり			
	施策	03 災害に強いまちづくりの推進			
目的	木造住宅が密集し公共施設（道路・公園・広場等）が未整備な地域において、建替え支援による住環境の整備、避難路周辺等の不燃空間の形成及び公共施設の整備など面的な整備を行うことにより、地域の防災性を向上させるとともに良質な住環境への改善を図る。				
対象者等	荒川五・六丁目地区、町屋二・三・四丁目地区、荒川二・四・七丁目地区、尾久地区の老朽家屋等で共同建替等の建築主、当該地区における主要生活道路の拡幅整備事業等に係る沿道建替等の建築主等。				
内容	①老朽住宅等の建替促進 老朽家屋の共同建替等を行う建築主に対して、既存建物の除却・整地費、共同建築物の設計費、廊下・階段等の共同施設整備費の一部を助成する。 ②延焼遮断帯形成事業 密集市街地における優先整備路線にて比較的小規模で実現可能性の高い延焼遮断帯を形成し、火災が発生した時の市街地大火の拡大を防止するため、沿道建替を行う建築主に対して、既存建物の除却・整地費、設計・監理費、外壁等の共同施設整備費の一部を助成する。				
経過	荒川五・六丁目地区（昭和62年11月6日整備計画大臣承認～平成32年度） 33.6ha 町屋二・三・四丁目地区（平成11年1月29日整備計画大臣承認～平成32年度） 43.5ha 荒川二・四・七丁目地区（平成17年12月27日整備計画大臣承認～平成32年度） 48.5ha 尾久地区（平成21年3月31日整備計画大臣承認～平成32年度） 164.2ha  （平成27年4月 不燃化特区整備促進事業に統合）				
必要性	事業地区は、行止り道路や細街路が多く、狭隘な敷地に老朽木造住宅が密集しており、防災まちづくりを効果的に進めるため、密集住宅市街地整備促進事業や不燃化促進事業等の施策を重層的に展開し、地域の防災性と住環境の向上を図る必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額		118,414	113,950	92,635	150,223	202,216	43,974	0	
①決算額（27年度は見込み）		75,324	73,962	82,989	131,823	126,677	16,426	0	
②人件費等		51,107	46,234	48,730	48,835	61,083	51,338		
③減価償却費			20,771	23,636	21,137	25,485	22,107		
【事務分担量】（%）		778	715	760	655	754	680		
合計（①+②+③）		126,431	140,967	155,355	201,795	213,245	89,871	0	
特定財源	国	密集住宅市街地整備促進事業費	12,480	14,560	21,708	40,004	34,239		
	都	密集住宅市街地整備促進事業費	13,281	12,002	14,214	22,480	19,118		
	その他								
	一般財源		100,670	114,405	119,433	139,311	159,888	89,871	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	不燃建築物への建替助成	1戸	1戸	1戸	1戸	1戸	1戸	6戸	
	公園等の整備	2ヶ所	2ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	4ヶ所	
	主要生活道路の整備	1ヶ所	5ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	5ヶ所	7ヶ所	10ヶ所	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業推進活動委託他	82,108	報酬	非常勤職員報酬	2,642			
負担金補助等	建設事業補助金	23,685	共済費	非常勤職員共済費	132			
財産購入費	用地取得費	17,129	旅費		201			
報酬	非常勤職員報酬	2,633	需用費	消耗品購入費等	284			
役務費	土地鑑定評価委託	698	負担金補助等	建設事業補助金	13,167			
需用費	消耗品購入費等	273						
共済費	非常勤職員共済費	132						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 不燃領域率（密集事業地区）（%）	57.1	58.8	59.1	59.4	65.0	土地面積に対する耐火・準耐火建築面積、空地等の比率
	② 空地率（密集事業地区）（%）	13.7	13.8	13.8	14.0	15.0	土地面積に対する道路（全て）、公園等の比率
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<p>事業地区の周辺は都市計画道路等が困っており、道路沿道は不燃建替えがある程度進んでいるが、道路の後背地は老朽木造の建築物が建てこみ、狭隘な敷地や不接道、公園・広場等の公共施設の整備の遅れ、また、消防活動困難区域が多く存在する。</p> <p>しかし区民の防災意識が高まる反面、複雑な権利関係と居住者の高齢化などの要因が重なって、道路拡幅に伴う建替えが進まない状況にあることから不燃化特区事業を併用し促進を図る。</p>
	<p>（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区）</p> <p>事業終了区 2区：文京・大田</p> <p>地区計画制度を導入し、耐火建築物への建替えと公共施設の同時整備を行っている。また街路事業や他の事業を複合的に組合せ密集事業に相乗効果をもたせ積極的な街路整備を行っている。</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	密集事業地区が全て不燃化特区に指定されたことから、重複する「主要生活道路沿道建替事業」についての見直しを図る。	平成26年度末をもって、「主要生活道路沿道建替事業」を廃止した。	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	休止・完了	災害に強いまちづくりを実現するため木密地域不燃化10年プロジェクトの不燃化特区制度と連携をしながら重点的に推進する。 (平成27年4月 不燃化特区整備促進事業に統合)

況議 （要 旨） 問 状	<p>平成25年1定「安全安心のまちづくり」</p> <p>平成25年4定「町屋地域の発展に向けて（町屋二・三・四丁目の整備対策）」</p>
--------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-08	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	近隣まちづくり推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	古宇田	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-05-98	近隣まちづくり推進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 12年度		根拠	荒川区近隣まちづくり推進制度要綱、荒川区非常勤職員設置要綱等	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	区民の建替え等の相談及び接道敷地と不接道敷地を含む協調建替え等のまちづくり活動に対して、適切な相談、助言及び情報提供を行うことにより、区民の自主的な建物更新及び住環境の改善を支援する。併せて、区で実施する防災まちづくり事業を推進する。				
対象者等	1 建替え等総合相談 区民又は区内のまちづくり団体。 2 近隣まちづくり推進制度等 不接道敷地を含む複数の敷地が連坦する一定の地域に居住する区民又は土地建物の権利者				
内容	1 建替え等総合相談 窓口及び専門家による相談・まちづくりサポーター派遣、コンサルタント派遣による支援・区報及びホームページによる情報提供 2 近隣まちづくり推進制度 連坦建築物設計制度を活用した協調建替えにより不接道敷地にある老朽木造家屋の建替えを促進するため、助言及び接道敷地での建替えを助成（建設費200万円、三世代住宅加算120万円、仮住居費加算40万円）する。平成19年度に、過去の相談事例を踏まえて制度の要件緩和等を行い、地域の実態に合わせて利用しやすいよう、制度の改正を行った。				
経過	1 建替え等総合相談 平成12年4月、まちづくり公社廃止後、住環境整備課（防災街づくり推進課）が事業継続。専門相談を建築士及び税理士とし、弁護士による法律相談は区民相談所が対応することとした。 2 近隣まちづくり推進制度 ・平成14年7月 近隣まちづくり推進制度に係る認定基準及び近隣まちづくり推進制度要綱制定。 ・平成15年9月 推進制度要綱一部改正。同年10月、近隣まちづくり等支援制度要綱制定 ・平成17年2月 認定基準一部改正 ・平成19年3月 認定基準及び推進制度要綱、支援制度要綱一部改正 ・平成22年12月 支援制度要綱一部改正  ※平成27年4月 建築紛争相談及び分譲マンション対策に統合				
必要性	建築全般に関する相談窓口として区民ニーズは高く、今後も継続して利用されることが見込まれる。また、近隣まちづくり推進制度による不接道敷地にある老朽木造住宅の建替え更新は、木造密集市街地の防災性向上に寄与するもので、住環境改善のための手法として不可欠である。				
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 専門家（建築士・税理士）による相談は、荒川区建築設計事務所協会及び東京税理士会荒川支部に委託し、2か月に1回程度実施。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	9,735	6,301	6,436	6,434	6,030	6,043	0	
①決算額（27年度は見込み）	5,902	5,843	5,402	5,769	5,625	5,715	0	
②人件費等	3,585	3,122	11,010	6,535	3,020	2,752		
③減価償却費		5,229	5,909	6,131	3,211	2,763		
【事務分担当】（%）	200	180	190	190	95	85		
合計（①+②+③）	9,487	14,194	22,321	18,435	11,856	11,230	0	
特定財源		19	70	4	9	0		
一般財源	9,487	14,175	22,251	18,431	11,847	11,230	0	
実績の推移	事項名							
一般相談件数	579	899	1,361	1,104	801	785		
専門相談件数	9	10	8	6	5	9		
まちづくりサポーター派遣件数	40	58	88	41	27	26		
近隣まちづくり推進制度利用件数	0	0	0	0	0	0		

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	4,814	報酬	非常勤職員報酬	4,825			
共済費	非常勤職員共済費	646	共済費	非常勤職員共済費	676			
報償費	コンサルタント派遣等	65	報償費	コンサルタント派遣等	84			
需用費	事務用品	58	需用費	事務用品・図書購入	66			
委託料	専門相談	42	委託料	専門相談	65			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	一般相談件数	1104	801	785	793	897	目標値は24～26年度の平均
②	近隣まちづくり推進制度利用件数	0	0	0	1	1	
③							

（問題点・課題分析）	接道敷地を含む関係権利者の権利及び意見等を調整し、近隣まちづくり計画に基づく建替え更新の合意が条件であるが、当事者間だけでは調整及び計画作成が困難なため、十分な支援を必要とする。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	近隣まちづくり推進制度内容を、パンフレット配布や、区報及びHPにより周知する。また、サポート派遣などの支援を行う。	パンフレット配布及び区報やHPにてPRした。特に区報ではわかりやすい文章に変更するなど改善を図った。	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	休止・完了	平成27年4月に建築紛争相談及び分譲マンション対策に統合した。

況議 （要 旨） 問 状	○H18二定 「不接道宅地対策について」 ○H19二定 「不接道宅地解消の可能性のために」 ○H23四定 「不接道宅地解消への道」
--------------------------	---

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-10	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	堀込	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-01	木造建物耐震化推進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 17年度		根拠	荒川区木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領	
終期設定	●有 ○無 27年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	密集した市街地にある木造建物のうち、大規模地震による倒壊等のおそれがある建物について、建物耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性等の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された木造建物の所有者				
内容	1 補助対象建物 戸建住宅（自己用、貸家）・診療所・町会事務所・賃貸アパート 2 補助内容 補助金は、戸建住宅（自己用）の場合、次のとおり ・耐震診断費の10/10（限度額30万円） ・耐震補強設計費の2/3（限度額15万円） ・耐震補強工事費の2/3（限度額100万円） ・耐震建替え工事費の2/3（限度額150万円） ・耐震シェルター設置工事の2/3（限度額30万円）：高齢者又障がい者世帯のみ ・防火耐震補強工事費の9/10（限度額500万円）：不燃化特区区域のみ				
経過	平成17年5月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領制定 平成20年3月 木造住宅等耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正 平成20年12月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正 平成21年6月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正 平成22年6月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成23年10月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正 平成24年3月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（文言整理） 平成25年3月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（簡易耐震診断を廃止し、一般耐震診断補助制度を新設） 平成26年3月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（文言整理） 平成27年3月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（防火耐震補強工事助成の新設他）				
必要性	当区では木造建物が多数密集しており、地震時に多数倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがある。そこで、これらに対し耐震化支援を行い、安全性を確保する。また、耐震改修促進計画の目標の耐震化率90%を実現する重要な支援策である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額		53,355	44,038	95,140	99,419	157,590	134,700	230,550	
①決算額（27年度は見込み）		12,994	19,240	78,100	93,985	139,355	73,148	230,550	
②人件費等		9,286	10,656	15,668	10,699	12,259	11,521		
③減価償却費			5,229	6,376	6,131	6,084	5,852		
【事務分担当量】（%）		170	180	205	190	180	180		
合計（①+②+③）		22,280	35,125	100,144	110,815	157,698	90,521	230,550	
特定財源	国	住宅・建築物安全ストック形成事業費	3,893	8,687	41,366	43,183	61,079	28,042	
	都	木造住宅耐震化促進事業費	1,184	1,845	5,053	8,314	9,330	5,903	
	その他								
	一般財源		17,203	24,593	53,725	59,318	87,289	56,576	230,550
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	耐震診断支援事業（件）	28	34	72	92	69	38	48	
	耐震補強設計支援事業（件）	4	2	2	6	2	1	33	
	耐震補強工事支援事業（件）	2	1	2	3	2	1	32	
	耐震建替え工事支援事業（件）	6	10	43	49	64	29	31	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震診断	19,755	負担金補助等	耐震診断	11,348	負担金補助等	耐震診断	15,000
	耐震補強設計	600		耐震補強設計	300		耐震補強設計	5,250
	耐震補強工事	4,000		耐震補強工事	2,000		耐震補強工事	153,000
	耐震建替え工事	115,000		耐震建替え工事	59,500		耐震建替え工事	57,000
	耐震シェルター設置工事	0		耐震シェルター設置工事	0		耐震シェルター設置工事	300

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 耐震診断支援事業（件）	92	69	38	48	90	25年度に簡易耐震診断から一般耐震診断に変更
	② 耐震補強工事支援事業（件）	3	2	1	32	5	
	③ 耐震建替え工事支援事業（件）	49	64	29	31	60	

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に係る問題（費用負担・引越し）</li> <li>・ 既存不適格建物の補強工事の問題（建物の道路突出が解消できない・防火地域内の防火性能向上に費用がかかる）</li> <li>・ 高齢者は住宅の耐震化に向けて動くことが難しい（手続き調整・打合せ等）</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	耐震診断の結果、耐震補強工事等な建物のうち、耐震補強工事等を行っていない建物所有者への戸別訪問を実施する。	該当者のうち、当制度を利用せずに建て替えた者もいるが、資金不足を理由に耐震補強工事等に踏み切れない声が多かった。このため、不燃化	引き続き、耐震補強工事等の必要があり、耐震補強工事等を行っていない建物所有者への戸別訪問を実施する。
②		特区内で、防火及び耐震性能を向上させる耐震補強工事に対し、手厚い助成を行う安全安心不燃耐震化事業を創設した。	
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、重点的に推進する。

況 議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状	○H26 三定 「部分・簡易改修の耐震補強工事助成を検討し、耐震化の促進することについて」 ○H27 一定 「耐震化率の状況。危険度の高い地域では実態にあった対策を行うこと。」
--	---

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-11	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	非木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	堀込	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-02	非木造建物耐震化推進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱・	
終期設定	●有 ○無 27年度		法令等	実施要領	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	大規模地震による倒壊等のおそれがある非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	1 耐震診断等支援事業：昭和56年以前に建築された非木造建物の所有者 2 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業：昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者				
内容	1 耐震診断等支援事業補助対象建物 ・マンション（分譲、賃貸） ・戸建住宅（自己用、貸家） ・診療所 ・町会事務所 ・一般緊急輸送道路沿道建物（建物高さが道路幅員の1/2を超えるもの） 2 耐震診断等支援事業補助内容 補助金は、分譲マンションの場合、次のとおり ・耐震診断費の2/3（限度額100万円） ・耐震補強設計費の2/3（補助限度額100万円） ・耐震補強工事費の2/3（補助限度額1,000万円） 3 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業 区が、耐震アドバイザーを派遣し、耐震化に向けた区分所有者間の合意形成等の支援を実施（無料（3回/棟まで））				
経過	平成19年 5月 分譲マンション耐震診断事業実施要綱制定 平成20年12月 分譲マンション耐震診断事業制度要綱全部改正（→非木造建物耐震化推進事業制度要綱）、非木造建物耐震化推進事業実施要領制定 平成22年 6月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成22年 8月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成23年10月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成24年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定のため、特定緊急輸送道路沿道建物の事項削除） 平成25年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（文言整理） 平成26年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（文言整理） 平成27年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（文言整理）				
必要性	当区では現行の耐震基準を満たさない非木造建物が多数あり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがある。そこで、これらに対し耐震化支援を行い、安全性を確保する。また、耐震改修促進計画の目標の耐震化率90%を実現するための重要な支援策である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断・耐震補強工事等着手→耐震診断・耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		36,200	42,032	46,788	31,726	33,851	55,276	49,276
①決算額（27年度は見込み）		20,594	3,887	10,270	14,594	8,800	11,363	49,276	
②人件費等		3,991	4,325	5,505	2,059	3,905	3,681		
③減価償却費			2,034	2,488	1,129	2,028	1,951		
【事務分担量】（%）		70	70	80	35	60	60		
合計（①+②+③）		24,585	10,246	18,263	17,782	14,733	16,995	49,276	
特定財源	国	住宅・建築物安全ストック形成事業費	9,354	1,755	4,966	7,113	4,368	5,615	
	都	マンション耐震化促進事業費	250	0	3,022	3,049	1,750	1,760	
	その他								
	一般財源		14,981	8,491	10,275	7,620	8,615	9,620	49,276
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	耐震診断支援事業（件）	3	1	8	3	11	8	8	
	耐震補強設計支援事業（件）	2	1	1	1	0	2	2	
	耐震補強工事支援事業（件）	2	1	0	1	0	0	3	
	耐震建替え工事支援事業（件）	0	0	1	1	0	2	2	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震診断	8,800	負担金補助等	耐震診断	6,300	負担金補助等	耐震診断	6,150
負担金補助等	耐震補強設計	0	負担金補助等	耐震補強設計	2,000	負担金補助等	耐震補強設計	1,500
負担金補助等	耐震補強工事	0	負担金補助等	耐震補強工事	0	負担金補助等	耐震補強工事	25,000
負担金補助等	耐震建替え工事	0	負担金補助等	耐震建替え工事	3,000	負担金補助等	耐震建替え工事	16,500
報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	0	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	63	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	126

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 耐震診断支援事業（件）	3	11	8	8	12	
	② 耐震補強設計支援事業（件）	1	0	2	2	5	
	③ 耐震補強工事支援事業（件）	1	0	0	3	5	

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の費用負担の問題</li> <li>・ 設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する</li> <li>・ 分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない</li> <li>・ 鉄骨造建物のアスベスト除去のための費用が発生する</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	分譲マンションの区分所有者の合意形成に向け、分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業PRを強化する。	分譲マンション耐震アドバイザー派遣により、耐震診断実施に係る管理組合総会決議の実績を上げることができた。	実績事例を取り上げながら、所有者の合意形成に向け分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業のPRを充実させる。
②	東京都と連携し、各分譲マンションに個別訪問等を実施し、事業の周知を図る。	東京都と連携して、「マンション啓発隊」が対象となる分譲マンションを戸別に訪問し、耐震化の働きかけを実施した。	耐震診断を実施していない分譲マンションについて、更に周知を図っていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、重点的に推進する。

況議 （要 旨） 問 状	○H22 四定 「建物の耐震改修促進策について」 ○H24 二定 「耐震化推進事業の違反建築物対象外について」 ○H24 三定 「建物耐震化推進のための方策について」
--------------------------	---

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-12	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	堀込	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-03	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	24年度	根拠	荒川区特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱	
終期設定	●有 ○無	27年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建物の倒壊による道路の閉塞を防止、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用を補助することにより、当該沿道建物の耐震化を推進し、もって災害に強いまちづくりを実現するとともに、地震による沿道建物の倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建物の所有者				
内容	1 補助対象建物 ・特定緊急輸送道路（日光街道、尾久橋通り、明治通りの一部）に敷地が接する建物 ・道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建物 2 補助内容 ・耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、耐震建替え工事及び除却工事費用の一部を補助				
経過	平成24年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定			
	平成25年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（除却工事補助制度の新設）			
	平成26年 1月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（耐震診断期間延長、耐震補強工事補助金の加算制度の新設）			
	平成26年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（補助対象費用の限度額の引上げ、委任払い）			
	平成27年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（事業期間の延伸）			
必要性	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特定緊急輸送道路沿道建物の耐震診断が義務化された。区内には現行の耐震基準を満たさない沿道建物があり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救命活動等に支障をきたすおそれがあるため、耐震化支援が必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予算額		—	—	—	157,800	278,450	399,400	173,300
①決算額（27年度は見込み）		—	—	—	50,019	74,180	91,116	173,300
②人件費等		—	—	—	3,569	7,937	7,453	
③減価償却費					1,936	3,887	3,739	
【事務分担量】（%）		—	—	—	60	115	115	
合計（①+②+③）		0	0	0	55,524	86,004	102,308	173,300
特定財源	国				24,078	35,885	44,407	
	都				25,941	36,051	40,473	
	その他							
	一般財源	0	0	0	5,505	14,068	17,428	173,300
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	耐震診断支援事業（件）	—	—	—	18	14	7	7
	耐震補強設計支援事業（件）	—	—	—	0	4	3	3
	耐震補強工事支援事業（件）	—	—	—	0	2	2	3
	耐震建替え工事支援事業（件）	—	—	—	0	0	0	1

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震診断	59,886	負担金補助等	耐震診断	24,545	負担金補助等	耐震診断	23,800
	耐震補強設計	5,724		耐震補強設計	5,778		耐震補強設計	4,500
	耐震補強工事	8,570		耐震補強工事	40,993		耐震補強工事	96,000
	耐震建替え工事	0		耐震建替え工事	0		耐震建替え工事	35,000
	除却工事	0		除却工事	19,800		除却工事	14,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 耐震診断支援事業(件)	18	14	7	7	-	
	② 耐震補強設計支援事業(件)	0	4	3	3	-	
	③ 耐震補強工事支援事業(件)	0	2	2	3	10	

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の費用負担の問題</li> <li>・ 設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する</li> <li>・ 分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない</li> <li>・ 鉄骨造建物のアスベスト除去のための費用が発生する</li> <li>・ 補助事業期間が27年度で終了する</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	建築指導課と連携し、沿道建物所有者に対する個別訪問等実施	建築指導課と連携し、27年度に公表の対象となる未診断建物の所有者に対して、指導書を送付した。	引き続き、建築指導課と連携し、沿道建物所有者に対する個別対応等を実施する。
②	耐震補強工事について、耐震性が著しく低い建物に対する補助金制度の実施	Is値が0.3未満の建物の耐震補強工事について、補助金の加算制度を開始した。	引き続き、耐震性が著しく低い建物の耐震補強工事实施の実績を上げるため、制度の周知を図っていく。
③	補助対象費用負担を軽減するため、補助金を耐震診断、耐震補強工事等実施業者に直接支払う「委任払い」の実施	要綱を改正し、委任払いの実施を可能にした。	引き続き耐震補強工事等実施の実績を上げるため、制度の周知を図っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	継続	補助事業期間は27年度で終了するが、荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を継続する。

況議 (要 会 質 問 状)	OH24 二定 「緊急輸送道路沿道建物の耐震の促進について」
-------------------------------	--------------------------------



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-16	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	ブロック塀等撤去助成事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	熊谷	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-04	ブロック塀等撤去助成事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 21年度		根拠	荒川区ブロック塀等撤去事業制度要綱	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	震度5強程度の地震により倒壊のおそれがあり、道路等に面する危険なブロック塀等の改修工事に係る費用の一部を助成することにより、通行人等の地震時の安全性を向上し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。				
対象者等	危険度D（平成20年度の実態調査結果）のブロック塀等の所有者・管理者等（平成25年度末時点：73件）				
内容	<p>1 助成対象ブロック塀等 道路に面する危険なブロック塀等（高さ1.2m超）</p> <p>2 助成内容 助成金は、撤去工事費の2/3、ただし1m当たり6,000円を上限とする。</p> <p>3 普及啓発活動 助成対象となるブロック塀等の所有者・管理者に対し普及啓発活動を行う。</p> <p>方法：戸別訪問形式 平成20年度調査結果概要〔（財）全国建築コンクリートブロック工業会基準による。〕</p> <p>危険度A 2,386件（53.6%）安全である。 危険度B 1,258件（28.3%）一応安全である。 危険度C 575件（12.9%）注意を要する。 危険度D 234件（5.2%）危険である。 合計 4,453件（100.0%）</p>				
経過	<p>平成20年度 ブロック塀等の実態調査</p> <p>平成21年7月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱制定</p> <p>平成21年7月～9月 ブロック塀等の改修促進業務委託実施</p> <p>平成25年9月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱一部改正（→荒川区ブロック塀等撤去助成事業制度要綱、事務処理の効率化）</p> <p>平成22～26年度 職員による普及啓発活動実施</p>				
必要性	大規模な地震時にブロック塀等が倒壊し、通行人等に危害を及ぼすことがないように道路に面する危険なブロック塀等を早急に改善する必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 助成金内定申請→審査→助成金交付内定→撤去工事着手→撤去工事完了→助成金交付申請→審査→助成金交付決定→助成金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		5,188	2,056	928	928	603	503
①決算額（27年度は見込み）		422	128	158	0	143	0	403
②人件費等		2,443	2,616	2,541	1,239	832	773	
③減価償却費			872	933	484	338	325	
【事務分担量】（%）		30	30	30	15	10	10	
合計（①+②+③）		2,865	3,616	3,632	1,723	1,313	1,098	403
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		2,865	3,616	3,632	1,723	1,313	1,098	403
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	相談件数	21	14	36	9	9	4	
	改善件数	15	10	32	9	70	14	
	実績件数	3	1	3	0	4	1	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	補助金	143	需用費	消耗品費（チラシ代）	0	需用費	消耗品費（チラシ代）	3
需用費	消耗品費（チラシ代）	0	負担金補助等	補助金	0	負担金補助等	補助金	400

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 危険なブロック塀の改善率（数）（％）	28	58	69	78	90	危険なブロック塀数（234箇所）
	② 危険なブロック塀の改善率（長さ）（％）	35	62	65	81	90	危険なブロック塀延長（2,410.9m）
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都直下地震等による道路閉塞を防止するため、危険なブロック塀等の撤去は早急を実施する必要がある。そのため、普及啓発を確実に行うことにより、撤去工事への誘導を図る。</li> <li>・狭あい道路等に面するなど、建物建替え時でないでないと撤去、改修が困難なブロック塀等が多く、改善が進まない原因の一つとなっている。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区） 実施区…文京区、台東区、新宿区、豊島区、足立区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	リーフレット、ホームページ、区報等による周知徹底に取り組む。	情報発信により、事業を知った区民からの相談、申請があり、効果があった。	引き続き、リーフレット、ホームページ、区報等による周知徹底に取り組む。
②	狭あい道路に面していないブロック塀等に対し、戸別訪問を実施する。	戸別訪問により、事業を利用又は自主的な改善実績に効果があった。	引き続き、狭あい道路に面していないブロック塀等に対し、戸別訪問を実施する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	震災時における通行人等の安全性の確保のため、本事業の必要性は高い。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-17	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	老朽空家住宅除却助成事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	恩田	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-05	老朽空家住宅除却助成事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成	24年度	根拠	荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	危険な老朽空家住宅の除却工事に係る費用の一部を助成することにより、大地震時の安全性を向上させ、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。				
対象者等	危険な老朽空家住宅の所有者（個人又は中小企業） ※不動産販売、不動産貸付又は駐車場業等を営む方が業務のために行う除却は、対象外				
内容	1 助成対象建築物 ・1年以上使用されていないことが確認できること ・住宅部分の面積が2分の1以上あること ・昭和56年5月31日以前に建築されていること ・区の現場調査等により倒壊等のおそれがあると診断されたこと 2 助成内容 助成金：除却工事費の1/2（限度額50万円）				
経過	平成24年5月1日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱制定 平成26年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱一部改正 （→荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱、事務処理の効率化） 平成27年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱一部改正（助成率及び限度額の引下げ）				
必要性	倒壊や瓦の落下、外壁の崩落など、危険な老朽空家住宅が引き起こす被害から区民等を守るために必要であり、大地震が近々に発生すると予想されていることから緊急性も高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 助成金内定申請→審査→助成金交付内定→老朽空家住宅の除却工事→除却工事完了→補助金交付申請→審査→助成金交付決定→補助金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	—	—	—	20,826	20,158	20,150	14,586	
①決算額（27年度は見込み）	—	—	—	8,745	16,490	4,113	14,586	
②人件費等	—	—	—	1,239	1,248	6,829	—	
③減価償却費	—	—	—	484	507	3,576	—	
【事務分担量】（%）	—	—	—	15	15	110	—	
合計（①+②+③）	0	0	0	10,468	18,245	14,518	14,586	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	0	0	0	10,468	18,245	14,518	14,586	
実績の推移	事項名							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
相談件数	—	—	—	36	29	15	15	
現場調査件数	—	—	—	28	27	15	15	
実績件数	—	—	—	12	21	10	11	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	現場調査	0	報償費	現場調査	0	報償費	現場調査	30
負担金補助等	補助金	16,490	負担金補助等	補助金	4,113	委託料	空家実態調査	9,056
						負担金補助等	補助金	5,500

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 危険な老朽空家住宅の除却（件）	12	21	10	11	22	
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽空家住宅は、何年も放置され管理されていないものが多いため、年々危険度が増していく。老朽空家住宅の除却を促進させるため、まず建物所有者にこの制度を知ってもらい、利用を促す必要がある。区報やホームページ等で周知を図っているが、区外など近くに居住していない建物所有者の場合、周知方法に限界がある。</li> <li>・老朽空家住宅の敷地が借地の場合、除却を実施すると借地権が消滅してしまう。</li> <li>・老朽空家住宅の除却を実施すると、土地の固定資産税が上がる。</li> <li>・現状建物所有者が死亡し、法定相続人が不明な場合、区からアプローチできる手段がない。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 4 区 未実施 18 区 不明 0 区） 実施区 台東区、江東区、北区、足立区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	リーフレット、ホームページ、区報掲載等により事業の周知徹底のため、情報発信を行う。	情報発信により、事業を知った区民からの相談、申請があり、効果があった。	助成額の引下げもあったので、引き続きリーフレット、ホームページ、区報掲載などにより事業の情報を発信していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
改善・見直し	推進	本事業は、毎年実績が上がっているが、不燃化特区内において、危険老朽木造建築物除却事業が創設され、本事業の対象建築物への対応が可能となったため、特区外でのみ本事業を実施する。

況議（要旨）	OH23 二定 空地・空家等適正管理に関する条例の制定について
--------	---------------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-19	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	不燃化特区整備促進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	小林
		担当者名	大沼・大内・岩本・松田	内線	2821
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-12-01	不燃化特区整備促進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 25年度		根拠	不燃化特区制度要綱、密集市街地における防災	
終期設定	●有 ○無 32年度		法令等	街区の整備の促進に関する法律	
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市			
	政策	11 防災・防犯のまちづくり			
	施策	11月3日 災害に強いまちづくりの推進			
目的	東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトにおける不燃化特区に指定された「荒川二・四・七丁目地区」及び「町屋・尾久地区」において、密集事業における主要生活道路や公園等の整備等の推進に加え、地域の建物の不燃化等を重点的かつ集中的な取り組みを実施することで、木密地域の改善を一段と加速させ、燃えない・燃え広がらない災害に強い街づくりを推進する。				
対象者等	荒川二・四・七丁目地区及び町屋・尾久地区の老朽家屋で除却及び個別建替、共同建替等の建築主、主要生活道路の拡幅整備事業等に係る権利者又は沿道建替等の建築主				
内容	①避難経路の確保、消防活動の円滑化のため主要生活道路を幅員6mへの整備を推進する。 ②オープンスペース確保のため、公園等を整備し、防災活動拠点の形成を図る。 ③専門家が常駐する相談ステーションの設置や、地域に向いて行う住まいの相談会を開催するなど相談活動を強化し、地区内の建替を促進する。 ④共同建替等を行う建築主に対して、除却費、設計費、共同施設整備費等の一部を助成する。 ⑤建物除却に対する助成制度により、老朽木造建物の除却を促進する。 ⑥準耐火建築物以上の住宅に対する助成制度により、不燃化建替を促進する。 ⑦主要生活道路沿道にて建替を行う建築主に対して、除却費、設計費、外壁等の共同施設整備費の一部を助成する。 ⑧事業推進活動 防災まちづくり連絡会等の住民組織を育成・支援するとともに、地域のまちづくり意識を啓発して、災害に強い街への一層の転換を図ると共に、地区計画の策定を進める。				
経過	不燃化特区 ・荒川二・四・七丁目地区（48.5ha） 平成25年4月12日 先行実施地区整備プログラムの認定 平成25年4月26日 不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定 ・町屋・尾久地区（242.6ha） 平成26年4月1日 整備プログラム認定、不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定 密集事業 ・荒川二・四・七丁目地区（H27.3社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～H31）48.5ha ・町屋・尾久地区（H27.3社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～H31）242.6ha （平成27年4月 密集住宅市街地整備促進事業と統合）				
必要性	当地区は、狭あい道路や狭小敷地の木造建物が多く、災害時における地域危険度（「第7回地域危険度測定調査」：東京都）が概ね4～5と判定されている。そのため、密集事業や不燃化促進事業等を重層的に活用し、木密地域である本地域の防災性及び住環境の向上を図る必要がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ○防災まちづくりの効果をあげるため、住民活動組織を育成・支援するとともに、地区住民への個別訪問その他の方法により防災意識の啓発と不燃化建築物への建替え誘導を行う。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		—	—	—	—	48,428	701,349
①決算額（27年度は見込み）		—	—	—	—	24,422	158,803	730,349
②人件費等		—	—	—	—	17,708	24,301	
③減価償却費						8,078	10,728	
【事務分担量】（%）						239	330	
合計（①+②+③）		0	0	0	0	50,208	193,832	730,349
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		0	0	0	0	50,208	193,832	730,349
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	老朽住宅寄付除却（特区制度）	—	—	—	—	0	8棟	22棟
	建替促進助成（特区制度）	—	—	—	—	0	8棟	170棟
	公園等の整備	2箇所	2箇所	0箇所	1箇所	2箇所	2箇所	3箇所
優先整備路線の整備	2箇所	6箇所	5箇所	4箇所	6箇所	7箇所	20箇所	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業推進活動委託	24,413	需用費	消耗品購入等	127	報酬	非常勤職員報酬	5,143
役務費	ステーション電話	10	役務費	ステーション電話	1,422	共済費	非常勤職員共済費	720
			委託料	事業推進活動委託	125,972	報償費	コンサルタント派遣	1,040
			工事請負費	解体工事費	14,604	旅費	用地折衝等旅費	406
			負担金補助等	建設事業補助金	16,677	需用費	消耗品購入等	566
						役務費	土地鑑定料	2,694
						委託料	事業推進活動委託	191,145

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（%）	58.4	61.5	62.5	63.0	65.0	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	② 不燃領域率（町屋・尾久）（%）		58.3	58.7	60.0	62.0	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建替えをしない理由として、資金不足や高齢による建替え意欲の低下が大きな要因となっている。</li> <li>・老朽建物の除却については、資金の問題、固定資産税等の増加、権利関係の輻輳等であり、除却費の支援、過大となる税負担へ対応、専門家のサポートなどが課題である。</li> <li>・一定の広さの用地取得だけでなく、防災上有効な空地としての活用が見込まれる小規模な用地も取得し、さらなるオープンスペースの確保を図っていくことが必要である。</li> <li>・不燃化特区の事業についての認知ははまだ十分とはいえず、制度の趣旨や事業内容について周知・啓発のさらなる充実を図っていくことが必要である。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 52地区 約3,020ha

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	老朽木造建築物除却・建替えを促進させるため、各戸訪問や専門家派遣を実施し事業周知に努め、地区内の不燃建替えを推進する。	平成26年度から各戸訪問及び町会への出前説明会の実施や、建替え等の相談を行う住まいの相談会を開催することで一定の周知を図れた。	危険老朽空き家ゼロ作戦を実施するとともに、27年度も引き続き各戸訪問・出前説明会の開催に加え、住まいの相談会を拡充する。
②	優先整備路線等の拡幅整備を推進するため、積極的に用地測量をすると共に、用地の専門家を活用し取得交渉を進めていく。	用地測量を積極的に実施するとともに、用地取得交渉委託の実施により道路用地の取得の促進が一定程度図れた。	優先整備路線のうち、4つの路線を「重点整備路線」と位置付け、早期の整備を目指す。
③	公園、広場等のオープンスペースを確保し、防災活動拠点とするとともに、耐震性貯水槽など防災関連施設の拡充を進める。	広場等の拡張用地やグリーンスポット用地を積極的に取得・整備するとともに、耐震性貯水槽もあわせて整備した。	公園、広場等の隣接地を積極的に用地取得を行うとともに、小規模な用地を取得し、「防災スポット」として整備を進めていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	木密地域の改善を一段と加速させるため、密集事業や不燃化促進事業とも連携し、本事業を重点的に推進する。

況 議 会 （ 要 旨 ） 問 状	H26・1定：不燃化十年プロジェクト地域の「旧耐震基準木造老朽家屋」の建て替え促進について H26・9月：不燃化特区整備プログラムの、平成32年度までの取り組みについて
---	---



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
						需用費	共用部電気、水道料	557
						委託費	維持管理業務委託	3,411
						使用料等	住宅借上料	7,946
						負担金補助等	防災センター負担金	5,629

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	不燃領域率（密集事業地区）（%）	57.1	58.8	59.1	59.4	65.0	土地面積に対する耐火・準耐火建築面積、空地等の比率
②	空地率（密集事業地区）（%）	13.7	13.8	13.8	14.0	15.0	土地面積に対する道路（全て）、公園等の比率
③							

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	密集住宅市街地整備促進事業等の推進のため代替住宅の供給は重要である。

況 議 会 要 旨 問 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年10月24日建設環境委員会 従前居住者用住宅の使用料、使用期間等について</li> <li>平成26年11月14日建設環境委員会 従前居住者用住宅の使用料、所得要件等について</li> <li>平成27年2月20日建設環境委員会 従前居住者用住宅の指定管理者の指定について</li> </ul>
---------------------------------	---



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-05-16	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事
事務事業名	主要生活道路拡幅整備事業	部課名	防災都市づくり部道路公園課	課長名
		担当者名	坂本	内線
	01-04-01	主要生活道路拡幅整備費		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）				
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		●建設事業 ○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	密集市街地における防災街区の整備に関する法律
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市		
	政策	11 防災・防犯のまちづくり		
	施策	03 災害に強いまちづくりの推進		
目的	木造住宅が密集し公共施設（道路・公園・広場等）が未整備な地域において、地域の防災性を向上させるとともに良質な住環境への改善を図る。			
対象者等	主要生活道路（優先整備路線）における拡幅対象用地			
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密集住宅市街地整備促進事業地区（荒川五・六丁目地区、町屋二・三・四丁目地区、荒川二・四・七丁目地区、尾久中央地区）の整備計画等に定める優先整備路線を幅員6mに拡幅する。</li> <li>※密集住宅市街地整備促進事業費【国補助1/2】【都補助1/4】…密集事業地区</li> <li>・事業の流れ               <ol style="list-style-type: none"> <li>①拡幅に協力していただく沿道地権者の意向確認を防災街づくり推進課で行う。</li> <li>②意向確認が得られた段階で、経理課が用地買収の折衝事務および契約締結事務を担当する。</li> <li>③施設管理課において取得と同時に用地を区道に編入するための道路区域変更手続きを行う。</li> <li>④事務手続きが終了した後、防災街づくり推進課からの拡幅整備依頼に基づき、道路公園課において拡幅整備工事を実施する。</li> </ol> </li> </ul>			
経過	・平成19年度～：主要生活道路の拡幅整備工事開始			
必要性	密集市街地における防災性の向上や居住環境の改善を図るために必要である。			
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 小規模な工事については、単価契約において実施（細街路拡幅整備工事と併せて契約）			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	13,881	194,327	61,804	178,287	40,504	107,806
①決算額（27年度は見込み）		1,379	193,036	61,802	176,533	40,228	103,275	27,519
②人件費等		1,222	1,364	7,424	4,597	1,248	1,082	
③減価償却費			494	3,017	1,839	507	455	
【事務分担量】（%）		15	17	97	57	15	14	
合計（①+②+③）		2,601	194,894	72,243	182,969	41,983	104,812	27,519
特定財源	国	400	92,093	13,716	79,430	18,136	47,360	3,400
	都	200	46,046	6,858	39,715	9,068	23,680	1,700
	その他							
	一般財源	2,001	56,755	51,669	63,824	14,779	33,772	22,419
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	整備件数(件)	1	6	5	4	6	7	13

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
公有財産購入費	用地取得費	34,368	工事請負費	拡幅整備工事	9,911	工事請負費	拡幅整備工事	27,519
工事請負費	工事請負費	5,433	公有財産購入費	用地取得費	93,363			
委託料	拡幅推進ステッカー	427						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 整備延長累計(m)	1,052.8	1,093.1	1,145.6	1,289.7	1,433.8	目標延長:9432m（両側換算）
	② 整備率(%)	11.2	11.6	12.1	13.7	15.2	整備延長／目標延長
	③						

（問題点・課題分析）	用地取得を行い道路整備を行うことから、様々な関係権利者間の調整を行いながら整備を進める必要がある。
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 事業終了区 2区：文京・大田

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	用地取得に協力をいただいた方や、隣接する土地所有者の意向を確認しながら、迅速、正確、安全に施工することを心がける。	用地取得に協力いただいた方や、隣接する土地所有者の意向に沿った整備を行い、満足いただいた。	26年度の結果を踏まえ、より迅速に、より正確に、より安全に施工するよう、その手法を検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	木密地域の改善を一段と加速させるため、本事業を重点的に推進する。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	住宅の耐震化率（％）	81	82	84	85	90	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数
②	民間特定建築物の耐震化率（％）	85	86	88	90	92	27年度目標90%
③	防災上重要な公共建築物の耐震化率（％）	94	98	99	100	100	27年度目標100%

問題点・課題 （指標分析）	耐震改修促進計画で定めた目標の耐震化率を達成するためには、普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実だけでは目標の達成は困難なため、本計画を改正し、更なる施策の充実を図る必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成25年度版住宅土地統計に基づき、あらためて耐震化率を割出し、他区の動向をみながら、耐震改修促進計画の改正を検討する。	耐震化促進計画の改正に向け、都及び他区等の情報収集を行った	平成25年度版住宅土地統計(27年6月発表予定)に基づき、あらためて耐震化率を割出し、耐震改修促進計画を年内に改正する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	区内の建築物の耐震化を促進し防災性の向上を図るため、本促進計画の必要性は高い。

議会 （要旨） 質問状	
-------------------	--